福岡県公報

令和８年11月10日
第　742　号

目　次

告　示（第663号－第670号）

○鳥獣保護区の存続期間の更新　（自然環境課）……1
○特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定　（自然環境課）……4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……6
○救急病院の認定　（医療指導課）……7
○道路の区域の変更　（道路維持課）……7

公　告

○令和８年度ふぐ処理試験の実施　（生活衛生課）……7
○建設業の許可の取消し　（建築指導課）……9
○落札者等の公示　（教育庁財務課）……9
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の変更決定　（農村森林整備課）……9
○福岡県都市計画審議会の開催　（都市計画課）……9
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……10
○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……10
○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……11
○開発行為に関する工事の完了　（開発・盛土指導課）……11

告　示

福岡県告示第663号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　若杉山鳥獣保護区

(1)　区域

糟屋郡篠栗町のうち、県道谷尾仲線と主要地方道福岡篠栗線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み国道201号に接続し、同国道を東へ進み町道鳴渕萩尾線に接続し、同町道を北へ進み糟屋郡篠栗町大字篠栗と糟屋郡篠栗町大字萩尾との境界線に接続し、同境界線を東へ進み糟屋郡篠栗町と宮若市との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み糟屋郡篠栗町、宮若市及び飯塚市との境界線分岐点に至り、糟屋郡篠栗町と飯塚市との境界線を南東及び南西へ進み糟屋郡篠栗町、飯塚市及び糟屋郡須恵町との境界線分岐点に至り、糟屋郡篠栗町と糟屋郡須恵町との境界線を西へ進み町道乙犬切通線に接続し、同町道を北東へ進み町道乙犬中園線に接続し、同町道を東へ進み県道谷尾仲線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から
令和18年11月14日まで

(3)　保護に関する指針

ア　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ　指定目的

当該区域は、糟屋郡篠栗町南部の若杉山を中心とした地域であり、豊かな自然の中で多くの野生鳥獣が生息している。また、ほぼ全域が太宰府県立自然公園内にあり、福岡市近郊でもあることから、多くの県民の憩いの場となっている。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るもの

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

である。

ウ　保護管理方針

(ｱ)　鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ｲ)　鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ｳ)　環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2　福岡市鳥獣保護区

(1)　区域

福岡市のうち、福岡市と糟屋郡新宮町との境界線と西鉄貝塚線との交点を起点とし、同鉄道を南へ進み国道３号に接続し、同国道を南へ進み県道多田羅名島線に接続し、同県道を南東へ進み県道町川原福岡線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み主要地方道福岡太宰府線に接続し、同主要地方道を西へ進み国道３号に接続し、同国道を南へ進み市道博多姪浜線に接続し、同市道を南西へ進み市道長浜博多駅１号線に接続し、同市道を南へ進み、市道長浜博多駅２号線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道福岡筑紫野線に接続し、同主要地方道を南東へ進み国道385号に接続し、同国道を南へ進み福岡市と那珂川市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福岡市南区と福岡市早良区との境界線に接続し、同境界線を北へ進み旧福岡市と旧早良町との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み国道263号に接続し、同国道を北へ進み市道西新荒江線に接続し、同市道を北へ進み市道鳥飼姪の浜線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道１号線側道３号線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道１号線側道１号線に接続し、同市道を西へ進みＪＲ姪浜駅に至り、同駅からＪＲ筑肥線を西へ進みＪＲ今宿駅に至り、同駅から県道今宿停車場線を北へ進み市道千代今宿線に接続し、同市道を西へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道田尻東2089号線に接続し、同市道を北へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻東2033号線に接続し、同市道を北東へ進み今出第二池の東端に至り、同池北東岸を北西へ進み、その延長線と市道田尻東2035号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道田尻東2036号線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻東2028号線に接続し、同市道を北東へ進み市道学園通2039号線に接続し、同市道を北西へ進みその延長線と端梅寺河口堤防との交点に至り、同堤防を南西へ進み市道学園通2053号線接続し、同市道を南へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を北へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み県道宮ノ浦前原線に接続し、同県道を北東へ進み市道宮ノ浦唐泊線に接続し、同市道を北東へ進み市道宮浦2861号線に接続し、同市道を東へ進み市道宮浦3444号線に接続し、同市道を北東へ進み、その延長線と春分の日と秋分の日の干潮時海岸線（以下「干潮時海岸線」という。）との交点に至り、干潮時海岸線を南へ進み福岡市西区字山田と福岡市西区字嶽野との境界線の交点に至り、同交点と能古島の白鳥崎を直線で結び、同点から干潮時海岸線を南へ進み大泊波止に至り、同点と志賀島橋西端を直線で結び、同点から干潮時海岸線を西へ進み福岡市と糟屋郡新宮町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域（国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区の区域を除く。）並びに福岡市、糟屋郡新宮町及び糟屋郡久山町のうち、国道３号と福岡市と糟屋郡新宮町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南東へ進み国有林51林班界に接続し、同林班界を東へ進み糟屋郡新宮町と糟屋郡久山町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み県道山田新宮線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を南へ進み県道猪野土井線に接続し、同県道を南西へ進みＪＲ香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進み国道３号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

(3)　保護に関する指針

ア　指定区分

集団渡来地の保護区

イ　指定目的

当該区域は、博多湾沿岸を含んでおり、クロツラヘラサギ等の絶滅危惧種をは

じめとした多くの渡り鳥の越冬地として重要な地域である。また、立花山や油山をはじめとする森林地帯は、多くの野生鳥獣が生息しており、都市近郊林として市民の憩いの場でもある。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ　保護管理方針

(ｱ)　鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ｲ)　鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ｳ)　環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3　日向神鳥獣保護区

(1)　区域

八女市のうち、市道月足平野線と市道平野古敷岩屋線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道岩屋ノ迫谷熊ノ内線に接続し、同市道を南東へ進み市道日向神線に接続し、同市道を南西へ進み旧黒木町と旧矢部村との境界線の交点へ至り、同交点から歩道を南東へ進み林道高取線に接続し、同林道を南へ進み林道高取支線２号線に接続し、同林道を東へ進み市道桑ノ平線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道八女小国線に接続し、同主要地方道を南へ進み国道442号に接続し、同国道を北西へ進み市道月足平野線に接続し、同市道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

(3)　保護に関する指針

ア　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ　指定目的

当該区域は、矢部川上流の旧黒木町東部と旧矢部村西部に位置する日向神ダムとその周辺の地域であり、全域が矢部川県立自然公園に指定されている。指定区域の２割弱をダム水面が占めており、また、豊かな植生にも恵まれているため、野生鳥獣の生息に適した地域である。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ　保護管理方針

(ｱ)　鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ｲ)　鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ｳ)　環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4　上野鳥獣保護区

(1)　区域

田川郡福智町のうち、福智山山頂を起点とし、同町と北九州市との境界線を南へ進み旧赤池町と旧方城町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み県営弁城ダム堰堤に至り、同ダム堰提を北へ進み岩屋川に接続し、同川を下り里道に接続し、同里道を西へ進み町道岩谷口寺谷線に接続し、同町道を北西へ進み町道寺谷線に接続し、同町道を南西へ進み町道寺谷八幡線に接続し、同町道を西へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北へ進み町道入来高鶴線に接続し、同町道を北西へ進み町道徳市皿山線に接続し、同町道を北東へ進み町道天郷・皿山線に接続し、同町道を北西へ進み田川郡福智町と直方市との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

(3)　保護に関する指針

ア　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ　指定目的

当該区域は、福智山と鷹取山の南麓に位置し、北九州国定公園及び筑豊県立自然公園に指定され、豊かな自然林の中で、サシバ等の希少種を始めとした多くの

野生鳥獣が生息及び繁殖している。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ　保護管理方針

(ｱ)　鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ｲ)　鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ｳ)　環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

5　津屋崎干潟鳥獣保護区

(1)　区域

福津市のうち、県道渡津屋崎線の津屋崎橋東側を起点とし、同県道を北西へ進み市道内海・池尻・森ノ下線に接続し、同市道を北東へ進み市道勝浦・須多下線に接続し、同市道を南東へ進み県道玄海田島福間線に接続し、同県道を南西へ進み同県道に添った辨財天社に至り、同社の敷地の南側境界線を西へ進み湾の護岸に接続し、同護岸を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

(3)　保護に関する指針

ア　指定区分

集団渡来地の保護区

イ　指定目的

当該区域は、玄海灘に接した細長い内湾の干潟であり、多くの鳥類が確認されており、クロツラヘラサギやツクシガモの希少種を始めとした多くの渡り鳥の越冬地となっている。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥類の生息環境の保全を図るものである。

ウ　保護管理方針

(ｱ)　鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ｲ)　鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ｳ)　環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第664号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第３項の規定により公示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　駕与丁特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

糟屋郡粕屋町のうち、ＪＲ篠栗線と同町と同郡篠栗町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南へ進み同郡粕屋町と同郡須恵町との境界線に接続し、同境界線を西へ進みＪＲ香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進みＪＲ長者原駅に至り、同駅からＪＲ篠栗線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

2　多々良川北部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

福岡市東区のうち、国道３号と市道千早土井線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み市道土井多田羅線に接続し、同市道を南西へ進み市道多々良1906号線に接続し、同市道を北西へ進み県道多田羅名島線に接続し、同県道を北西へ進み国道３号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

3　小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

北九州市小倉南区及び門司区のうち、主要地方道門司行橋線の旧道と県道井ノ浦港線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道大字恒見２号線との交点に至り、その交点から南東3.5キロメートルに位置する羽島の北端を直線で結び、同島全域を含み同市小倉南区と京都郡苅田町との境界線を直線で結び、同境界線を南西に進み国道10号に至り、同国道を北西に進み同国道と主要地方道門司行橋線との分岐点に至り、同主要地方道を北西へ進み市道葛原東44号線の接続点に至り、同主要地方道を北東に進み同主要地方道の新道と旧道との分岐点に至り、旧道を東及び北へ進み旧道と新道との合流点を経て、同主要地方道を北東へ進み同主要地方道の新道と旧道との分岐点に至り、旧道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

4　天神山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

行橋市のうち、県道長尾稗田平島線と県道天生田吉国線との交点を起点とし、同県道を南へ進み主要地方道椎田勝山線に接続し、同主要地方道を西に進み市道豆田寺ヶ追線に接続し、同市道を北へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

5　頴田神籠石特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

飯塚市のうち、市道正境古賀の下線と市道水落悪所谷線との交点を起点とし、同市道を東へ進み神籠石溜池管理道に接続し、同管理道を東へ進み稜線に接続し、同稜線を南へ進み市道正境古賀の下線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

6　殿川ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

京都郡苅田町のうち、内尾薬師参道の洞門入口を起点とし、同参道を東へ進み県営殿川ダム堰堤に接続し、同堰堤を南へ進み主要地方道苅田採銅所線に接続し、同主要地方道を西へ進み宇部興産東鉱山道路との交点に至り、同点と起点を直線で結び起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

7　山口ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1)　区域

京都郡苅田町のうち、山口ダム付替道と主要地方道苅田採銅所線との交点を起点とし、同主要地方道を南西に進み山口ダム堰堤との交点に至り、同堰堤を西に進み山口ダム付替道との交点に至り、同付替道を北西及び東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2)　存続期間

令和８年11月15日から

令和18年11月14日まで

福岡県告示第665号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字木浦東118の５から118の７まで、118の13

2　指定の目的

水源の涵養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第666号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字烏帽子岩3391の２、3391の８

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字沼字砥石ヶ本1865・1889（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、字寺ヶ迫1887・1888・1891（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第668号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安眞木字イバノ本2518・2589・2591・2593（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第669号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第２条第１項の規定により告示する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

病院の名称	所　在　地	有 効 期 間
福岡中央病院	福岡市中央区薬院二丁目６番11号	令和８年10月19日から令和11年10月18日まで

福岡県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
北九州	県道	若宮玄海線	前	宗像市陵厳寺四丁目394番５先から宗像市陵厳寺四丁目397番１先まで	21.8～29.8	12.0
			後	宗像市陵厳寺四丁目394番５先から宗像市陵厳寺四丁目397番１先まで	21.8～24.0	12.0

公　告

公告

令和８年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

2　試験

⑴　方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア　水産食品の衛生に関する知識

イ　ふぐに関する一般知識

ウ　ふぐの処理に関する実技

⑵　日時及び場所

日　　時	科　　目	場　　所

令和９年１月26日（火曜日）	午前９時00分～午前９時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目１番21号 中村調理製菓専門学校
	午前９時30分～午前９時50分	受験上の注意事項説明	
	午前９時50分～午前10時50分	水産食品の衛生に関する知識 ふぐに関する一般知識	
	午前11時20分～午後５時00分	ふぐの処理に関する実技	

3　受験手続及び受付期間

⑴　申請方法

ア　ふぐ処理師免許申請書１部に、次に掲げる書類及び写真（申請前６月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については保健医療局保健所地域衛生部各衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、住所地及び就業地がともに県外である者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812－8577福岡市博多区東公園７番７号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

㋐　住民票の写し（申請前６月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第７条第１項又は第２項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

㋑　卒業証書の写し又は卒業証明書

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本、戸籍謄本又は旧氏が併記された公証となる書類を添付、若しくは旧氏が併記された㋐を添付すること。

㋒　視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前１月以内のもの）

イ　ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健福祉環境事務所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、180円切手を貼った返信用封筒（Ａ４サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封の上、生活衛生課へ請求すること。

ウ　免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課においては、キャッシュレス決済による納入も可能とする。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ　郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

⑵　受付期間

ア　申請の受付期間は、令和８年11月24日（火曜日）から令和８年12月11日（金曜日）までとする。

イ　郵便による申請は、令和８年12月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4　合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

⑴　合格者の受験番号は、令和９年２月16日（火曜日）午前９時00分に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示し、及び福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

⑵　試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5　その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定により公告する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　処分をした年月日

令和８年10月29日

2　処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大川内組	糟屋郡志免町別府東２－６－４	大川内　良臣	令和４年３月１日 令和６年12月20日 福岡県知事許可（般－３・６） 第69316号

3　処分の内容

土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4　処分の原因となった事実

株式会社大川内組については、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和８年９月８日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の２第１項に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船「海友丸」第２種中間検査受検及び修繕工事

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県立水産高等学校　共同運航事務局

(2)　所在地

福津市津屋崎四丁目46番14号

3　落札者を決定した日

令和８年10月16日

4　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

サンセイ株式会社下関工場　工場長　原田　裕之

(2)　住所

山口県下関市彦島本村町三丁目５番１号

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

106,700,000円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日

令和８年９月４日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定に基づき、土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川北部第３地区土地改良事業変更計画書の写し	令和８年11月10日から 令和８年12月９日まで	柳川市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第１項の規定に基づき開催される第250回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　日時

令和８年11月25日　13時30分

２　会場

福岡市博多区吉塚本町９－15

福岡県中小企業振興センター　３階　301会議室

３　予定議案

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

４　審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部上下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

大牟田都市計画下水道（令和８年10月22日大牟田市告示第154号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）古賀市新原字水上75番13、76番２、76番10、76番14、77番１から77番３まで、77番９から77番12まで、82番４、82番５、82番７、83番４、84番２の一部、84番３から84番８まで、85番１、85番３から85番５まで、86番２から86番７まで、87番３の一部、87番４、87番５、91番５の一部、91番７から91番11まで、92番１から92番８まで、93番１から93番４まで、94番４から94番11まで、96番５、1207番８から1207番12まで、1207番15、1207番16及び1207番21から1207番23まで、字原口278番３、279番２、280番３、281番１、281番２、282番、283番１、283番４、284番、285番１、285番３、286番１、286番４、286番５、287番１、287番３から287番５まで、288番１、288番２、289番１、289番２、290番１、290番２、291番１から291番６まで、292番２、292番３、294番１から294番６まで、295番１、295番３から295番５まで、299番１、299番３、299番５から299番10まで、300番１から300番３まで、300番５から300番８まで、301番２及び301番４、字高木477番４から477番６まで、477番７の一部、477番８、489番１の一部、491番１、491番４、492番１の一部、492番３から492番７まで、495番３、495番４、496番２から496番４まで、497番１から497番３まで、498番１から498番５まで、499番１から499番７まで、500番１、500番２、501番１から501番４まで、502番１、502番２、503番１から503番４まで、504番１、504番２、507番５から507番７まで、508番３、509番２から509番９まで、510番１から510番３まで、511番１から511番４まで、513番、514番、515番１、515番４、515番５、536番３、536番４の一部、537番１、541番１から541番３まで、542番１、542番２、543番、545番、547番１から547番３まで、549番１、549番２、550番１、550番３、550番４、551番１、551番３、552番１から552番３まで、553番１、553番２、554番、555番、556番１、556番２、557番１から557番４まで、558番１、558番２、559番１から559番６まで、560番１、560番２、563番１から563番６まで、564番１から564番６まで、565番１から565番５まで、566番１から566番３まで、570番２、573番、574番１、574番２、575番、576番、577番１の一部、577番３、577番４、578番１、578番２、579番、580番１、580番２、581番１から581番６まで、582番１から582番３まで、583番１、583番２、584番１から584番５まで、585番１、585番２、585番５、585番７から585番11まで、587番１、587番２、588番１、588番２、589番から591番まで、594番、595

番、597番１から597番５まで、598番１から598番４まで、599番１、599番２、602番１、602番２、603番１、603番２、604番１、604番２、605番、606番１から606番６まで、607番１、607番２、608番１、608番２、609番１から609番３まで、610番１から610番３まで、611番２、611番４、611番５及び612番１から612番４まで、字野口613番１、613番２、614番４から614番７まで、615番１、615番４から615番７まで、616番１から616番９まで、617番１、617番３、617番４、618番１、618番３、619番１、619番３、620番から622番まで、623番１、623番２、624番１、624番２、626番１、626番３、627番１から627番４まで、627番８から627番10まで、628番１、628番２、628番４、628番５、631番２、631番３、632番１、632番２、633番、634番１、634番２、635番１から635番３まで、636番１、636番３から636番５まで、636番９から636番14まで、637番１、637番４から637番６まで、638番１、638番５、638番６、639番１から639番４まで、640番１から640番４まで、641番１、641番３から641番５まで、642番、643番１、643番５、644番１、644番５、645番１、645番７、646番１、646番３、648番１、648番４、649番１、649番４、650番１、650番４、651番、653番、654番２、655番２、655番５から655番８まで、656番４、656番５、657番１、657番３から657番６まで、660番１、660番４、669番４、670番１及び670番４並びに611番１、611番３、1103番５、1103番６、1103番９、1103番13から1103番17まで、1115番１から1115番４まで、1115番５の一部、1115番６から1115番８まで、1116番１の一部、1116番２から1116番６まで、1117番１の一部、1117番２、1118番３の一部、1118番４から1118番６まで、1118番７の一部、1118番８から1118番10まで、1119番１、1119番２、1120番１から1120番５まで、1121番２の一部、1121番３、1207番６の一部、1207番24、1208番１から1208番６まで、1208番８、1208番９、1209番２から1209番５まで、1210番１の一部、1210番２から1210番７まで、1212番２の一部、1212番３の一部、1212番４、1213番１の一部、1214番１から1214番７まで、1215番１、1215番２、1215番４から1215番７まで、1217番１から1217番３まで及び1247番

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区海岸一丁目９番18号

株式会社ラ・アトレ

代表取締役　脇田　栄一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩小富士字四丁開887番１及び887番２

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市潤三丁目25番21号

エクサー不動産株式会社

代表取締役　瀬戸　洋之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和８年11月10日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字宮ノ前152番10及び152番11

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝191番地１　フローレス鍋島B101

寺山　裕